

喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券（コンビニ端末型）：Q & A

喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券運営事務局

1. コンビニエンスストアでの購入について

Q. 購入制限はあるのか。

A. 購入には制限はございません。セブンイレブンでは10枚まで、その他のコンビニでは12枚まで一括で発券できます。ただし、ご利用はお1人様1泊につき1枚までとなりますのでご注意ください。

※ご利用例：いずれもお一人様あたりのご利用枚数です。

- ・ A宿泊施設に7月1日に1泊される場合→1枚ご使用いただけます。
- ・ A宿泊施設へ7月1日泊、B宿泊施設へ7月2日泊となる場合→2枚ご使用いただけます。
- ・ A宿泊施設に7月、9月に1泊づつ宿泊する場合→2枚ご使用いただけます。
- ・ A宿泊施設に7月1・2日と2連泊する場合→初泊のみ1枚ご使用いただけます。

Q. 6月18日発売後のコンビニエンスストアでの販売状況の確認はどのようにするのか。

A. 券の発行が予定枚数に達した際には、コンビニエンスストア端末画面に「予定枚数を終了しました」などの表示がされることになっています。また、予定枚数に達した旨を市のホームページに掲載いたします。

Q. 購入方法はどのコンビニでも同様か。

A. 商品番号はどのコンビニでも統一です。詳しい購入方法は、市のホームページに掲載します。

2. 喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券の利用について（宿泊券・産品券共通）

Q. 子どもも利用できるのか。

A. お一人様あたりのご利用代金が券面額以上であれば、子どもの方でもご利用いただけます。

Q. 宿泊プランの精算額が額面未満の場合は利用できるか。

A. プレミアム宿泊券の額面は1枚5,000円、ふるさと産品券の額面は1,000円ですのでお一人様あたりの精算金額が上記の額面以上の場合のみご利用可能です。額面未満の宿泊プランの場合にはご利用できませんのでご注意ください。「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」には「釣銭不可」と明記されています。

(例)

- ・ 1泊1名4,000円で1泊（計4,000円）の宿泊プランの場合
→「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」旅行券等のご利用できません。
- ・ 1泊1名7,000円で1泊（計7,000円）の宿泊プランの場合
→額面5,000円がご利用可能です。残金2,000円については、現金又はクレジットカード等でお支払いください。

Q. 宿泊施設やふるさと産品施設が自らコンビニエンスストアで「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」を購入して、「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」付きプランとして販売してもよいか。

A. 「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」は、消費者の方に購入いただき、利用可能宿泊施設等でご利用いただく形式のため、利用可能宿泊施設自らが「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」を購入して宿泊プランとして販売することについては一切認めません。規則に反するような不正利用等が発覚した場合、法律等により処罰されることがあります。また不正が発覚した場合、不正受給された金額を返還することはもとより、今後県が実施する事業において参画することができなくなることがあります。

Q. それぞれに「都道府県」欄があるが、この住所は旅行券を発券したコンビニエンスストア所在地を記入いただくのか。

A. 利用される方の居住地をご記入いただきます。

Q. 署名・都道府県名の記載は、第3者の記入ではだめなのか。

A. 不正利用や偽造防止等の意味もあり宿泊者本人が利用したということを証明するために署名欄を設けています。ただし、記入が困難な方への対応として代筆することは可能です。このほか、ご不明なケースにつきましては事務局にご相談ください。

Q. 外国人の方は利用できるか。

A. ご利用可能です。

Q. 市内の方は利用できるか。

A. ご利用可能です。

Q. 「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」の購入者と利用者（宿泊される方）が異なる場合は使えるのか。

A. ご利用できます。例えば、息子さんが購入されてご両親にプレゼントしてご両親が宿泊され旅行券を使用するなどの場合が考えられます。ただし、宿泊時にご宿泊のご本人様確認をさせていただきますので、ご署名欄は必ずご宿泊者名となるようにご案内ください。

3. 喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券の利用について（宿泊券のみ）

Q. 5,000円以上の日帰りプランの場合は利用可能か。

A. 「喜多方プレミアム宿泊券」の利用は宿泊を伴うことを前提としていますので、日帰りプランにはご利用できません。

Q. 宿泊する方と食事のみの方が混在する場合の利用は。

A. 「喜多方プレミアム宿泊券」の利用は宿泊された方のみご利用できます。食事のみの方についてはご利用できません。

Q. 宿泊料金に付加できるものは。

A. 周辺観光施設入場料、飲食店、体験施設など宿泊施設のフロントで宿泊代金とともにご精算いただけるものであれば可能です。

Q. 宿泊プランとして、宿泊施設周辺の飲食店のクーポンを付加したいが、飲食代が売掛金となった場合、「喜多方プレミアム宿泊券」が利用できる宿泊プランとして認められるか。

A. 飲食代を含めた宿泊料金を宿泊施設のフロントで精算できるのであれば可能です。ただし、飲食店との売掛金のやりとりについては宿泊施設が責任をもって行うこととし、お客様にご迷惑がかかることがないようにお願いします。宿泊施設と個別の施設での契約・金銭の収受について喜多方市では一切の責任を負いません。

例) 宿泊施設において1泊朝食付プランを造成・全額を宿泊施設で収受するものの、その朝食を喜多方市内の近隣の飲食店やその他体験施設などで食べられるプラン

例) 宿泊施設において1泊夕食付または2食付プランを造成し、その夕食を近隣の喜多方市内の居酒屋等で食べられる居酒屋クーポン付プラン

Q. 「喜多方プレミアム宿泊券」は入湯税が含まれた宿泊プラン料金に利用できるのか。

A. 入湯税を含めた宿泊プラン料金にご利用可能です。

Q. 他の助成を目的とした同種の金券との併用は可能か。

A. 可能です。ただし、「福が満開、福のしま。」旅行券をコンビニ端末型で発券した分に限りです。

※この場合はご利用できません。

①精算額がそれぞれの金券の合計額を下回る場合。

②宿泊予約サイトにおいて、「福が満開、福のしま。」クーポンによる割引を受けている場合、宿泊施設様におかれては、宿泊予約サイトからの予約内容について、登録しているプラン・料金と突合の上、二重での割引とならないようご注意ください。

4. アンケートについて（宿泊施設のみ）

Q. お客様1名につき1枚なのか、1グループにつき1枚なのか。

A. 1グループにつき1枚で結構です。

- Q. アンケートを拒否された場合はどうするのか。また、外国人からアンケート（日本語表記）が読めないと言われた場合はどうするのか。
- A. アンケートを拒否される方については無理に記入をお願いする必要はありません。なお、外国人の方については、口頭やジェスチャー等で内容を伝達いただくなどの対応を図っていただきたいところではありますが、フロント混雑時などの際には無理に記入をお願いする必要はありません。アンケートは「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」を発行することによる市内経済への影響・効果を把握するための資料となりますので、可能な限り宿泊された方にご記入いただきますようお願いいたします。
- Q. アンケート回収は宿泊施設スタッフの負担となる懸念がある。宿泊された方にお渡ししておいて後日お送りいただいた方に抽選で粗品プレゼントなどの方法はできないのか。
- A. 後日回収についても検討しましたが、回収率をある程度確保するため、宿泊いただいている間に回収ができるような方法としました。また今回は国の交付金制度の性格上、受益者負担としてアンケートにご協力していただくこととし、回答者に対してのプレゼント等は予定しておりません。については、登録宿泊施設で回収しやすいようなオペレーションを工夫いただければと考えています。

5. 精算・回収業務について

- Q. 回収した「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」を月締めで翌月10日までに事務局へ郵送又は持参するとあるが、これを過ぎた場合は精算できないのか。
- A. 精算自体は可能ですが、期限内に郵送又は持参いただけない場合、その分精算が遅くなる可能性がありますので、早期精算（翌月末支払）をご希望の場合につきましては期限厳守をお願いします。基本的に利用日の翌月10日到着までにお送りいただくことが難しい場合は翌々月以降の精算・支払となります。なお、最終的に平成28年3月10日【必着】までに事務局へ届かない場合は、精算不可となりますので御注意ください。
- Q. 回収した「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」の事務局への郵送方法は現金書留か。
- A. 一般書留または簡易書留または宅配便など送付の履歴が確認できる方法で、宿泊施設様及び産品販売所様ご負担にてお送りください。「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」は現金に類するものではありませんので、現金書留の必要はありません。
- Q. 振込に係る手数料はどこがいくら負担するのか。
- A. 1回につき、振込手数料の756円を宿泊施設様・ふるさと産品販売所様にてご負担いただくこととなります。
- 精算が遅くなりますが、振込手数料等の観点から複数月をまとめてご請求いただいても構いません。その場合にも、必ず平成28年3月10日までにお送りくださいますようお願い致します。多くの宿泊施設、旅行会社よりご参画いただいておりますので、ご理解の上ご参画申込をいただきますようお願いいたします。

Q. 施設控えは必要か。

A. 左、右つつ半券を利用するため、各施設様でコピーの上、平成28年5月31日まで保管ください。

6. その他

Q. 「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」は発券するコンビニエンスストアごとにデザインが異なるが、サンプルが欲しい。

A. 市のホームページに見本券を掲載します。セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ミニストップ、ファミリーマートの5種類ありますので、ご確認の上、ご対応ください。

Q. 偽造防止対策はとってあるのか。仮に偽造された「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」を回収してしまった場合は、利用可能宿泊施設または喜多方産品販売所が負担することになるのか。

A. 「喜多方プレミアム宿泊券・ふるさと産品券」を発券するコンビニエンスストア各社で偽造防止対策をとっていますので簡単には偽造できません。コピーしたものは「COPY」と印刷されます。利用可能宿泊施設または喜多方産品販売所に負担いただくのは、明らかにカラーコピーしたものと分かるものを回収してしまった場合などを想定しています。

Q. 利用可能宿泊施設・ふるさと産品券が事務局へ提出する各種様式について、エクセルやワードなどのファイル形式で送ってほしい。

A. 様式については市のホームページより必要に応じてダウンロードしてお使いください。